

議案第 5 号

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
改正について

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

会計年度任用職員の公務災害等の補償に関する規定を設けるため、この条例を  
定めようとする。

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。